

10 相談窓口

○ 警察相談窓口

◆ 警察総合相談電話

☎ #9110 又は ☎ 099-254-9110

◆ 性犯罪被害相談電話
☎ #8103 ☎ 0120-007-867

◆ 企業対象暴力相談電話
☎ 099-255-0110

◆ ヤングテレホン（少年相談）
☎ 099-252-7867

◆ 鹿児島県警察ホームページ
<https://www.pref.kagoshima.jp/police/>

犯罪の被害にあられた方へ
この小冊子は、被害にあられた方やそのご家族に

○ 警察以外の相談窓口

◆ (公社)かごしま犯罪被害者支援センター

☎ 099-226-8341

<https://www.kagoshima-shien.jp/>

◆ FLOWER（性暴力被害者サポートネットワークかごしま）
☎ 099-239-8787

◆ 鹿児島県犯罪被害者等支援総合窓口

☎ 099-286-2523

◆ 鹿児島県暴力追放運動推進センター

☎ 099-224-8601

◆ 日本司法支援センター（法テラス）
☎ 0570-07-9714

◆ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
☎ #8891（ほやくワントップ）

◆ 総合的対応窓口

あなたの街の窓口を検索

性犯罪・性暴力とは
内閣府

などについて記載しています。
皆さんの手助けになれば幸いです。

鹿児島県警QR



○ 捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか

○ 被疑者の処罰はどうのように進んでいくのか

○ 捜査上、被害者やご家族にどのようにお願いをするのか

○ 被害者やご家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか

性犯罪・性暴力とは
内閣府

などについて記載しています。
皆さんの手助けになれば幸いです。

総合的対応窓口

検索



令和4年3月発行

鹿児島県警察

担当捜査員

鹿児島県
警察署

課

課

氏名：
電話番号：
内線：

担当捜査員不在時の連絡先

課

氏名：
電話番号：

内線：

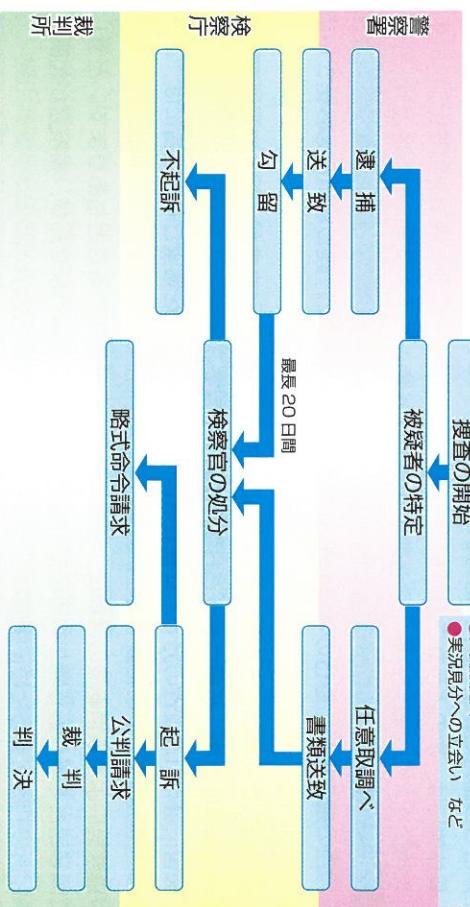
三 次

- 1 刑事手続の概要
- 2 捜査へのご協力のお願い
- 3 被害者の方々が利用できる一般的制度
- 4 公判（裁判）で利用できる制度
- 5 更生保護において利用できる主な制度
- 6 安全の確保に関する制度
- 7 経済的支援や福祉制度など
- 8 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターによる支援
- 9 各種支援制度・団体
- 10 相談窓口

刑事手続（成人）の概要



刑事手続（少年）の流れ



2 捜査へのご協力をお願い

刑事手続上必要なご協力をお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえて処罰するため、そして、同じような被害に遭う人をなくすためにも、是非ともご協力をお願いいたします。

具体的には、次のようなことがあります。

事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。

思い出したことや言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事實を明らかにするため、必要があつてお尋ねするものです。

被害に遭われた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。

警察官による事情聴取のほかに、検察官から事情を聴かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんか、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なことですから、ご理解ください。

証拠品の提出と返却（添付）

警察官による事情聴取のほかに、検察官から事情を聴かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんか、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なことですから、ご理解ください。

犯人や犯罪事實を明らかにするため、被害に遭われた方が被害當時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証し、犯人を処罰するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

提出していただいた物については、証拠品として保管する必要がなくなればお返しいたします。これを「還付」といいます。

また、これらの証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われる物は、提出の時に、「所有権放棄」の手續をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に警察又は検察で処分いたします。

実況見分への立会い

警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをしていたことがあります。これを「実況見分」といいます。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものでないので、ご協力をお願いします。

裁判での証言

犯罪の立証のため、裁判で証言していただく場合があります。これを「証人尋問」といいます。

○ 証言してくださる方の精神的な負担を軽くするため、次のようなことができます。

①裁判所が認める適当な人に付き添ってもらう。

②被害者が被告人や裁判傍聴人等から見えないように遮蔽物を設置する。

③別室からビデオモニターを通じて証言する。

○ 被害者等は、原則として、裁判所にある刑事案件の事件記録について閲覧やコピーができます。

○ 氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨を裁判所に申し出ることができます。

3 被害者の方々が利用できる一般的制度

被害者支援要員制度

警察では、殺人、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に、指定された「支援要員」が、発生直後から被害者の方々の要望や必要に応じて様々な支援活動を行います。

付添い	ヒアリング	関係団体等の紹介、引継ぎ
●病院等への付添い	●要望や悩み事等の相談受理及びその対応	●民間被害者支援団体等関係機関の紹介、引継ぎ
●事情聴取、実況見分等の立会い	●供述調書等の作成又は補助	●外部カウンセラー等の紹介、引継ぎ
●自宅等への送迎		

○ 全国のおけいわんにも、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

※ 詳しくは、鹿児島地方検察庁【被害者ホットライン 電話099-226-0691】へお問い合わせください。

被害者連絡制度

○ ご希望の方には、事件情報をお知らせします。

被害に遭われた方やご家族は、犯人は誰なのか、犯人の処分状況はどうなっているのかなどについて、関心をお持ちだと思います。

警察では、捜査に支障のない限り、次に掲げる事項について、事件を担当している捜査員や被害者連絡員が事件情報をお知らせします。

また、ご希望により、交番等の警察官が防犯指導やパトロール等を行います。

なお、事件のことと思い出たくない方や、ましくない方は、担当の捜査員や被害者連絡員にその旨をお話ください。

- 被告者が逮捕していない場合は、捜査状況についてお知らせします。

○ 被告者を逮捕した場合は、被被告者の氏名、住居、その他事件の概要被被告者の処分状況（送致先検察官、起訴・不起訴の処分結果、公訴を提起した裁判所等）等についてお知らせします。

検察審査会への審査申立て 検察官が事件を不起訴処分にしたことに對して、被告者等は検察審査会に審査の申立てができます。検察審査会は、地方裁判所内に設置されています。

検察官が事件を不起訴処分にしたことに對して、被告者等は検察審査会に審査の申立てができます。

4 公判（裁判）で利用できる制度

被害者参加制度～被害者も裁判に参加できるのですか？～

殺人、傷害、危険運転致死傷罪等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制性交等、自動車運転過失致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。刑事裁判への参加を希望される場合は、事件を担当する検察官に申し出ください。参加を許された被害者参加人は、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に對して、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当等が支払われる制度があります。

被害者国選弁護制度～被害者の代わりに裁判に参加できる人は？～

被害者参加人となつた被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託しようとすると場合であつて、被害者参加人の資力（現金、預金等、請求の日から6か月以内に犯罪行為を原因として治療費等を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます）が200万円に満たない場合には、裁判所に対し、日本司法支援センターを経由して、弁護士（「被害者参加弁護士」と呼ばれます。）の選定を請求することができます。

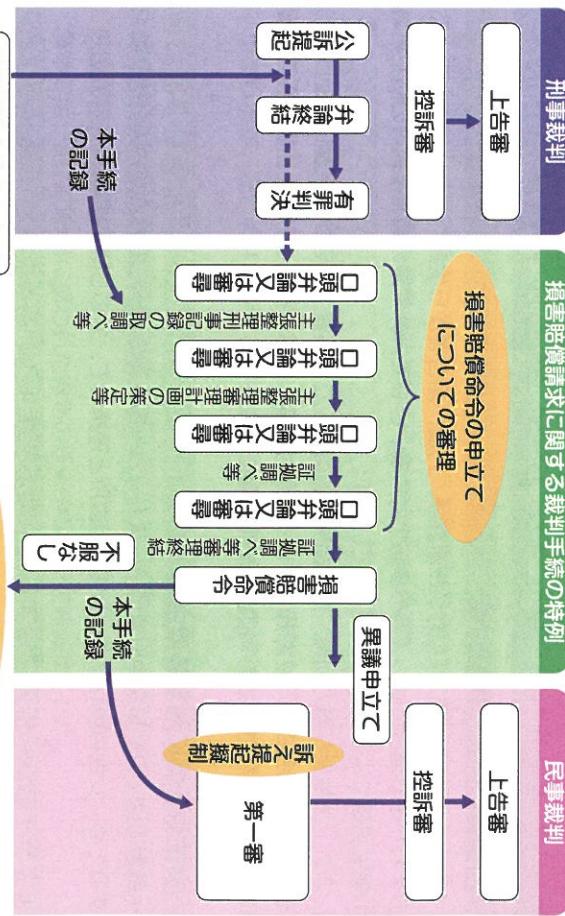
この場合、弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

損害賠償命令制度～加害者に損害賠償を求めるにはどうしたらいいの？～

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者は、刑事案件を担当している裁判所に對して、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、刑事案件で起訴されている犯罪事實を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この申立てに對して、当事者のいすれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟手続に移行します。（この場合でも、審理に必要な刑事裁判の訴訟記録が民事の裁判所に送付されます。）

この申立てに對して、当事者のいすれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟手續に移行します。（この場合でも、審理に必要な刑事裁判の訴訟記録が民事の裁判所に送付されます。）



5 更生保護において利用できる主要制度

意見等聴取制度	地方更生保護委員会に対して、加害者の仮釈放・仮退院に関するご意見や被害についてのお気持ちを述べることができます。
心情等伝達制度	保護観察中の加害者に、被害に関するお気持ちや、加害者の生活・行動に対するご意見を加害者に伝えることができます。

被害者等通知制度	加害者の仮釈放等に関する審理の開始やその結果、保護観察中の加害者の処遇状況等に関する事項を通知します。
----------	---

※詳しくは、鹿児島保護観察所【被害者専用電話 電話099-227-4080】へお問い合わせください。

6 安全の確保に関する制度

再被害の防止・保護対策

警察では被害に遭われた方やご家族が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合には、「再被害防止対象者」として、非常時の通報要領等の防犯指導や警戒措置による安全確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者等で、これら暴力団等から仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を図ります。

女性や子供に対する安全対策

警察では、DV事業や児童虐待、ストーカー事業等の被害にあわされた方の安全を確保するため、女性相談センターや児童相談所と連携して、対応しています。

プライバシー侵害に対する人権救済制度

被害に遭われた方やご家族が、いわゆるのいうわざや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護委員会（鹿児島地方法務局）が、相談を受けたり、相手側に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

※詳しくは、みんなの人権110番【人権相談ダイヤル 電話0570-003-110】へお問い合わせください。

犯罪被害給付制度

趣旨	通り魔殺人等の故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に、国が給付金を支給するものです。
給付金の種類	

遺族給付金	故意の犯罪によって死亡された方 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 のうち、第一順位遺族の方（順位は番号順）に支給されます。 なお、犯罪が原因で不幸にして亡くなられた場合は、死亡に至るまでの保険診療による医療費の自己負担額が3年間を限度として付加されます。
重傷病給付金	重傷病（1か月以上の療養かつ3日以上の入院を要する負傷、1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができないPTSD等の精神疾患）を負った方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担額が被害者本人に支給されます。

障害給付金	障害が残った被害者本人に支給されます。（障害等級第1～14級）
-------	---------------------------------

※ 犯罪行為による被害を受けた場合でも、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。詳しくは、警察本部相談広報課又はお近くの警察署へお問い合わせください。

被害者等の経済的負担の軽減

医療費等公費負担制度

警察では、犯罪の被害に遭われた方等の経済的な負担を軽減するため、

- 被害事実を立証するための診断書料
- 性犯罪の被害に遭われた方の緊急避妊費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用等を、一定の条件の下、公費で支出しています。

一時避難場所確保公費負担制度

自宅が犯罪行為の現場となり、物理的に居住が困難になったり、引き続き、自宅に居住することで精神的に負担を強いられるような場合に、緊急・一時的に宿泊施設を利用するための宿泊料金を警察が負担する制度があります。

7 経済的支援や福祉制度など

カウンセリング制度

警察ではカウンセリング制度を整えています。

犯罪の被害に遭われると、重いストレスを受けて、程度の差はありますが、感情のショートホールが難しくなったり、眠れない等、感情や身体に様々な反応があらわれることがあります。

希望される方は、担当捜査員または支援要員にご相談ください。

公営住宅への優先入居

□ V被害や犯罪行為により、以前の住居に住めなくなった被害者の方が、公営住宅に優先的に入居できる制度があります。

詳しくは、各地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口へお問い合わせください。

福祉制度

親を亡くしたため、一人親家庭となつた場合や、収入がなくなったり、少なくなつたりしたため生活に困っている方に対し、必要な保護を受けることができる生活保護制度があります。

詳しくは、各地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口へお問い合わせください。

8 公益社団法人かざしま犯罪被害者支援センターによる支援

公益社団法人かざしま犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者やご家族に対して、精神的ケアや様々なサポートを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的として設立された団体です。

主な活動内容

- 電話相談、面接相談
- 病院、検察官、法廷への付添い等
- 心理カウンセリングや弁護士による法律相談

相談専用電話 099-226-8341

受付時間 火曜日から土曜日（祝祭日・年末年始は除く）
午前10時～午後4時

制度名	制度等の内容	担当・相談機関
カウンセリング制度	犯罪の被害に遭われた方やそのご家族に対し、臨床心理士の資格を有する警察職員が精神的ケアを行っています。	事件を担当する警察署又は警察本部被害者支援室
犯罪被害給付制度	通り魔殺人等の故意の犯罪行為によつて不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害とう重大な被害を受けた方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給するものです。※事件の内容により給付金の一部又は全部が支給されないことがあります（申請には期限があります）。	事件を担当する警察署又は警察本部被害者支援室
民事上の損害賠償請求制度	犯罪の被害に遭われた方は、民事上の不法行為（民法第709条以下）の規定に基き、加害者等にに対して財産的被害、精神的被害の賠償請求を行うことができます。	鹿児島県弁護士会 無料法律相談窓口 電話:099-226-3765
暴力団犯罪に関する民事訴訟支援制度	被害者参加人のための国連弁護人制度、法制度に関する情報提供、民事法律扶助、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法律相談援助	法テラス鹿児島 電話:050-3383-5252 犯罪被害者支援ダイヤル 電話:0570-07-9714
税法上の救済制度	暴力団員を相手に損害賠償等請求の民事訴訟を起こす際には、訴訟費用等の貸付を受けることができる場合があります。	公益財団法人 鹿児島暴力追放運動 推進センター 電話:099-224-8601
福祉制度	本人又は配偶者などの家族が犯罪により負傷して医療費を支払つたり、後遺障害を負つたり、あるいは亡くなられた場合には、税法上の医療控除、障害者控除、寡婦（夫）控除などが認められる場合があります。 詳しくは税務署にお問い合わせください。	最寄りの市町村の 警察本部被害者支援室 窓口 最寄りの税務署
相談専用電話 099-226-8341	犯罪の被害により収入がなくなったり、減少したりこれから生活に困っている方に対して困窮の程度に応じて、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の生活保護制度があります。詳しくは市役所などにお問い合わせください。	最寄りの市町村の 警察本部被害者支援室 窓口
受付時間 火曜日から土曜日（祝祭日・年末年始は除く） 午前10時～午後4時	犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重傷害を受けた方の子孫のうち、経済的理由により修学が困難な子孫への奨学生金の給与、支援金の給付などを行います。	公益社団法人 かざしま犯罪被害者支援センター 電話:099-226-8341
犯罪被害遭見に対する奨学生金給与事業等 相談・カウンセリング・直接支援	本人、その家族・遭見の方が受けた精神的被害の回復に向けた相談業務、カウンセリングを行つかれ、裁判所、病院等への付添いを行います。	